

# 東京の魅力発信プロジェクト

～よくある質問～



2022/8/24 版

●申請について

Q 1 大きなイベントの一部としての申請も可能でしょうか。

A 1 可能です。

Q 2 既存のイベントでの申請は可能でしょうか。

A 2 可能です。

Q 3 応募時に東京ブランド「アイコン」利用者登録を終わっていないといけませんか。

A 3 登録を終わっていても、応募時に利用者登録が「申請中」であれば差支えありません。お早めにご申請ください。

Q 4 他事業者との共同での提案は可能でしょうか。

A 4 可能です。

申請書は代表者のお名前でご記載いただき、組織・体制図で関係をお示しください。なお、その場合は、共同事業者も東京ブランド「アイコン」利用者登録を行っていただく必要があります。

Q 5 イベントの主催者のみならず、企画運営会社が応募することも可能でしょうか。

A 5 可能ですが、必ず事前に主催者と調整の上、同意を得るようにしてください。

Q 6 申請書類に押印は全て必要でしょうか。

A 6 押印は1部で差し支えありません。  
(残りの部数はコピーでのご提出で問題ございません。)

Q 7 1応募主体につき、いくつまで応募が可能でしょうか。

A 7 同一年度内において2提案を上限とします。仮に第1回目の募集で既に上限数を提案されていた場合は、第2回目の募集で新たに応募することはできません。また、これは代表提案者としての提案と共同提案者としての提案を合わせた数となりますのでご注意ください。

●都からの拠出金額について

Q 8 拠出金をイベント等実施前にいただくことは可能でしょうか。

A 8 実施前の支払いは行っていません。イベント終了後、実施報告書類等をご提出  
いただいてからの一括払いとなります。

Q 9 東京ブランドに関するイベントで入場料収入やスポンサー収入（協賛金等）を  
得ることは可能でしょうか。

A 9 差し支えありません。ただし、当該イベントで収入（協賛金等）を得る場合、  
都の拠出金額は拠出対象額により、以下のように算出します。

【例】事業規模C（都の拠出割合：2分の1、拠出上限額：20,000千円）のケース

＜拠出対象額が40,000千円未満（拠出上限額20,000千円）の場合＞

協賛金等が拠出対象額の2分の1を超過した分については、都の拠出金額から  
差し引いて支給します。

例) 拠出対象額が30,000千円で、うち20,000千円をスポンサー等から支援を  
受けている場合

→この場合、協賛金20,000千円が拠出対象額の2分の1（15,000千円）を  
5,000千円上回っていますので、都の拠出金額は、15,000千円－5,000千円  
＝10,000千円となります。

＜拠出対象額が40,000千円以上（拠出上限額20,000千円）の場合＞

拠出対象額から都の拠出金額20,000千円を差し引いた額を、協賛金等が上回  
る場合、超過分を都の拠出金額20,000千円から差し引いて支給します。

例) 拠出対象額が70,000千円で、うち64,000千円をスポンサー等から支援を  
受けている場合

→この場合、拠出対象額70,000千円から都の拠出上限額20,000千円を差し引い  
た額50,000千円に対し、協賛金が64,000千円と14,000千円上回っています。  
都の拠出金額は、20,000千円－14,000千円＝6,000千円となります。

※上記の事例は、事業規模C（都の拠出割合：2分の1、拠出上限額：20,000千円）  
の場合です。実際の拠出金額の算出にあたっては、採択時の区分に応じた都の拠出  
割合と拠出上限額が適用されます。

※（参考）都の拠出金額の確定について【Q13 参照】

事業実施後、実施報告書及び収支報告書をご提出いただき、報告いただいた拠出対象額をもとに都の拠出金額を確定します。

収支報告書に記載された拠出対象額と申請時の収支予定書に記載された拠出対象額のうち、金額が少ない方を基準に、拠出金額を確定します。

Q10 東京ブランドに関するイベント等の全体で収入があった場合、都の拠出金額はどのように算出するのでしょうか。

A10 採択イベント等の事業者とイベント等全体の主催事業者が同じ場合、イベント等全体の総事業費に対する、採択事業者が負担する支出額（採択イベント等の総事業費から都の拠出金額を差し引いた額）の割合で協賛金等収入を按分します。

さらに、国・都・その他行政により補助金等が支給されている場合は、その目的・内容により、採択イベント等とその他のイベント等に補助金額を分けて充当します。目的・内容で分けることが困難な場合は、上記の協賛金等収入と同様の方法で按分して充当することになります。詳細は採択後にご相談ください。

Q11 施設等（美術館、博物館、水族館、テーマパーク等）を運営し、通常業務として入場料を得ている場合も都の拠出金額から差し引かれますか。

A11 施設等を運営し、通常業務として入場料を得ている場合には、都の拠出金額から差し引かれません。

Q12 人件費は都の拠出対象経費になりますか。

A12 プロジェクトの実施有無に関わらず、提案者が恒常的に雇用しているスタッフ（社員、アルバイト等）の人件費は対象になりません。

プロジェクトの実施等を、委託契約等締結により外注して実施する場合、これに係る人件費は、必要性が認められる場合に限り対象となります。

Q13 応募時に申請した金額で都の拠出金額は確定しますか。

A13 確定しません。事業実施後、実施報告書及び収支報告書をご提出いただき、報告いただいた拠出対象額をもとに、都の拠出金額を確定します。

事業実施後の収支報告書に記載された拠出対象額と申請時の収支予定書に記載された拠出対象額のうち、金額が少ない方を基準に、拠出金額を確定します。

●その他

Q14 今までどんな案件がありましたか。

A14 Tokyo Tokyo 公式ホームページ「Action」 (<https://tokyotokyo.jp/ja/action/>) 内の「レポート」を参照ください。

Q15 途中で申請者情報に変更となった場合にはどうしたらいいでしょうか。

A15 内容により委任状で対応は可能です。事前にご相談ください。

Q16 募集要項「12 事業の実施に際して」に、TCVB と協定書を締結することと なっていますが、協定書の締結時期はいつでしょうか。また、協定書締結後から プロジェクトの実施までは、どれくらい期間があればよろしいでしょうか。

A16 協定書は採用通知と同日付で締結することとなります。プロジェクトの実施に 係る契約締結及び発生する経費の支出は、協定書の締結日以降としてください。

また、協定書締結後からプロジェクトの実施までは、アイコンの利用にあたっ ての調整等に時間を要しますので、実施まで相当程度の期間（最低でも1か月以 上が望ましい）を想定し、スケジュールを策定してください。

Q17 都の拠出割合が3分の2となる先進的事業とは、どのようなものでしょう か。

A17 都として重視する視点を踏まえた先進的な取組みを指します。具体的には、 以下4点です。

- ① 都市（東京）への愛着や誇りの醸成
- ② サステナビリティの推進
- ③ 社会変化等に対応した「新しい観光」
- ④ デジタル技術の活用やDXの推進